

## 多賀城政庁復元整備検討会開催要綱

### （目的）

第1 多賀城政庁の復元整備について、目指すべき方向性を検討し、整備後の活用等の施策を効果的かつ効率的なものとするを目的に、広く有識者等から意見聴取を行うため多賀城政庁復元整備検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### （所掌事務）

第2 検討会は、次の事項について意見聴取を行うものとする。

- （1）多賀城政庁復元後の利活用や在り方を見据えた整備の方向性に関すること。
- （2）その他知事が必要と認めること。

### （構成）

第3 検討会は、知事が別に定める者（以下「委員」という。）の出席をもって開催する。

### （会議）

第4 検討会は知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させることができる。

### （庶務）

第5 検討会の庶務は、宮城県経済商工観光部観光戦略課において処理する。

### （その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年8月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。